

危険物製造所等譲渡引渡届出書

- どのような場合に提出をするのか？
 - ・売買等により施設の所有権が移転した場合等
- 添付書類
 - ・譲渡又は引渡を受けた旨を証明する書類（譲渡証明書、登記簿謄本の写し等）
 - ・完成検査済証写し（変更したものは**変更完成検査済証**）
 - ・移動タンク貯蔵所の場合は譲渡又は引渡をした方からの委任状

問い合わせ先

市川市消防局 予防課 危険物担当

電話 047-333-2117（土・日・祝日を除く、9時から17時）